様式コード			
2	2	6	9

70歳到達届

厚生年金保険
(兼)厚生年金保険

被保険者資格喪失届
70歳以上被用者該当届

令和　　年　　月　　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号		事業所番号	
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号	(　　)		

退職等により厚生年金保険・健康保険の被保険者でなくなる場合は『被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届』を提出してください。

受付印

社会保険労務士記載欄

氏　名　等

この届書は、在職中に70歳に到達した以降も引き続き同一の事業所に勤務され、70歳到達日の標準報酬月額(相当額)が従前額と異なる場合に提出していただくものです。

被保険者欄

① 被保険者整理番号		② 氏名	
③ 生年月日	年　月　日		
④ 個人番号 [基礎年金番号]		⑤ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者 2. 短時間労働者(特定適用事業所等) 3. その他 [　　]

資格喪失欄

⑥ 喪失年月日	年　月　日	⑦ 喪失原因	(6) 70歳到達 (厚生年金保険のみ喪失)

被用者該当欄

⑧ 該当年月日	年　月　日	⑨ 報酬月額	㋐(通貨)　円 ㋑(現物)　円 ㋒(合計 ㋐+㋑)　円

S3年

この届書は、在職中に70歳に到達した以降も引き続き同一の事業所に勤務され、70歳到達日の標準報酬月額（相当額）が従前額と異なる場合にご提出いただくものです。

・次の場合は別様式での届出となりますのでご注意ください。
新たに70歳以上の方を雇用した場合→『被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届』
70歳以上の従業員が退職した場合、75歳に到達して健康保険の資格を喪失した場合→『被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届』

記入方法

提出者記入欄　：　事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称･所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

事業所整理記号			0	1	―	イ	ロ	ハ		事業所番号	1	2	3	4	5

＜被保険者欄＞

①被保険者整理番号　：　資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

②氏名　：　氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。

③生年月日　：　該当する元号の番号と、生年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】　5.昭和　7.平成　9.令和
【記入例】　昭和22年5月3日の場合

		年		月		日
5	2	2	0	5	0	3

④個人番号
［基礎年金番号］　：　本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑤備考　：　「1.二以上事業所勤務者」に該当する場合は、〇で囲んでください。
「2.短時間労働者」に該当する場合は、〇で囲んでください。

＜資格喪失欄＞

⑥喪失年月日　：　70歳の誕生日の前日をご記入ください。

＜被用者該当欄＞

⑧該当年月日　：　70歳の誕生日の前日をご記入ください。

⑨報酬月額　：　「㋐(通貨)」には、給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※1　臨時に受けるものや、3月を超える期間ごとに受ける賞与等は対象となりません。
※2　週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。
※3　実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。
「㋑(現物)」には、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭（通貨）以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額（食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額）をご記入ください。
（健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。）
「㋒(合計 ㋐+㋑)」には、「㋐(通貨)」と「㋑(現物)」を合計した金額をご記入ください。

お知らせ

・届出された報酬月額により、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止となる場合があります。
・70歳以上被用者期間は、厚生年金保険の被保険者期間ではないため厚生年金保険料は徴収されず、年金額の基礎になりません。
・「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用される、以下の要件に全て該当する方です。
ア. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
イ. 所定内賃金が月額88,000円以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金（割増賃金等 ）、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当および家族手当）を除く。
ウ. 学生でないこと。
※上記ア～ウの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者については、通常の被保険者となります。